

多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向

2020年12月23日
金融庁/消費者庁

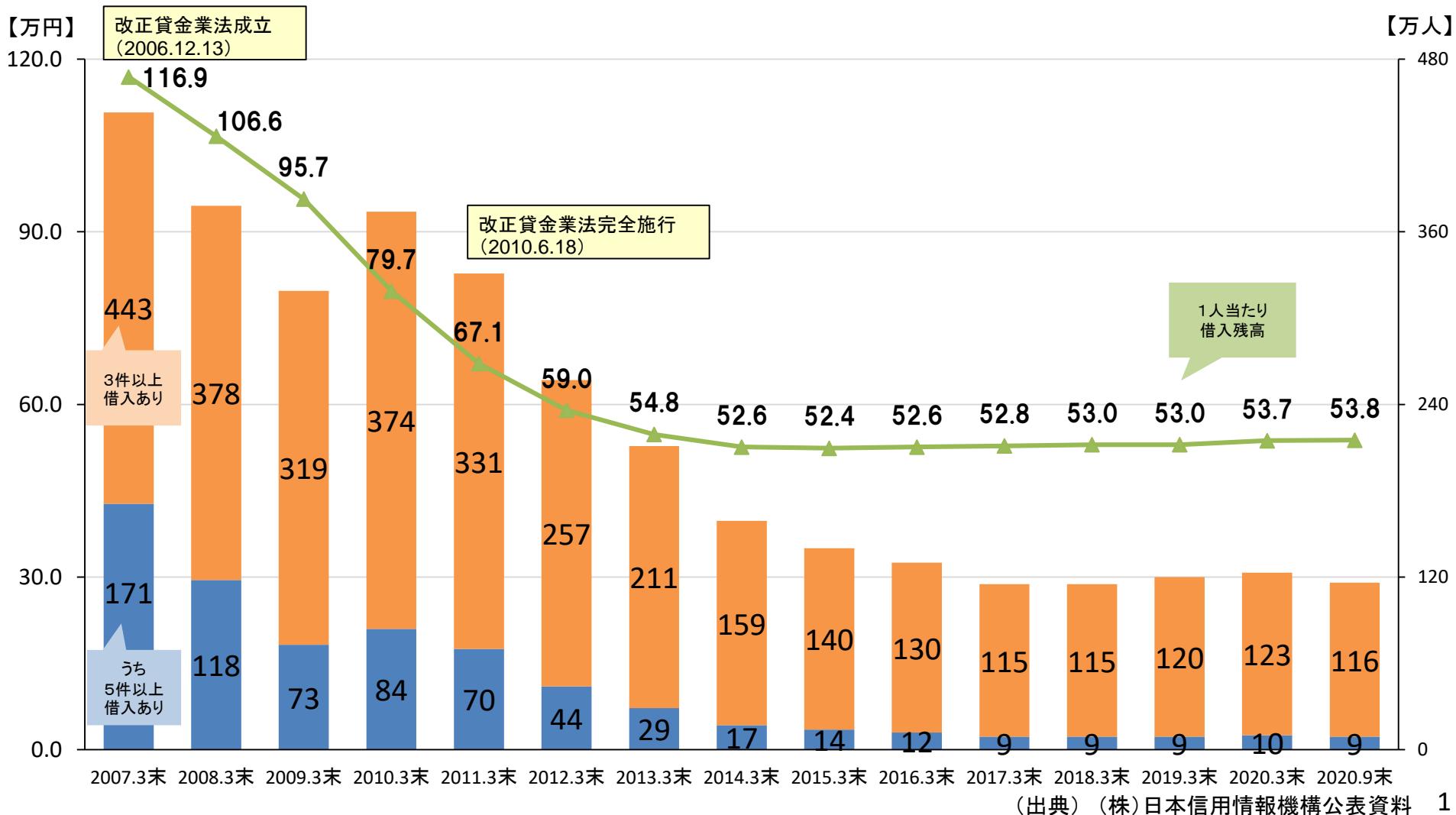
目次

1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移 1
2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況 7
3. 様々な形態の取引への対応（SNS個人間融資・ファクタリング） 11
4. 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等への対応 15
5. 銀行カードローンについて 16

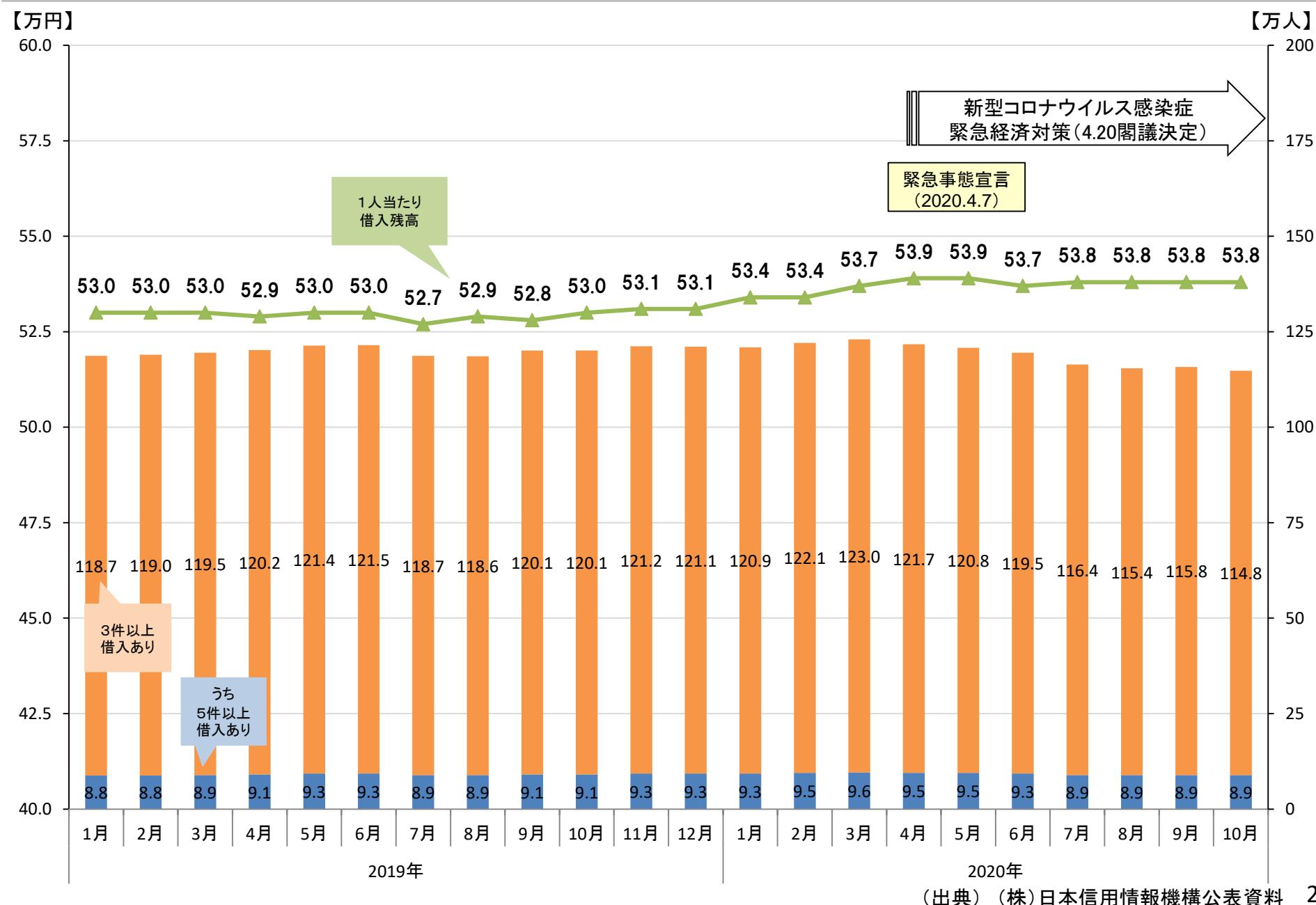
1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移①

多重債務問題 … 貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重置的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

多重債務者 … 消費者金融等からの複数債務を抱える債務者や返しきれない債務を抱える債務者



1. 貸金業者からの無担保無保証借入の1人当たり残高及び複数件の借入残高がある人数の推移②



【参考】多重債務相談窓口に関する新たな取組み

■ 多重債務相談窓口の周知

インターネット広告の実施（多重債務者相談強化キャンペーン2020）

- 相談対応を必要とする者が無料相談会や常設の相談窓口を認知できるよう、例年実施しているポスターの掲出、リーフレットの配布・設置に加え、新たにインターネット広告（Yahoo!、Google）を実施。



■ 相談対応の質的向上

多重債務者の家族向けの相談対応に関する研修の実施

- 多重債務相談窓口には、多重債務者本人ではなくその家族が相談に訪れるような場合もある。このようなケースでは、①債務者本人に多重債務の自覚がなく問題解決の意思が希薄、②家族への心理的支援を始めとする適切なフォローが必要、など通常の相談対応とは異なる対応が必要となる一方で、相談員の知見が必ずしも十分ではない。

⇒ 「生活再建支援カウンセリング」を通じて債務者の家族への相談対応に知見のある貸金業協会と連携し、財務局の多重債務相談員向けの研修を実施。

【参考】新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応(貸付条件の変更等の状況)①

○2020年3月10日～2020年10月末の実績

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	47,093	37,472	1,229	7,011	1,381	96.8%
地域銀行(102)	245,363	219,976	1,136	18,896	5,355	99.5%
その他の銀行(77)	597	482	26	56	33	94.9%
合計(188)	293,053	257,930	2,391	25,963	6,769	99.1%

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	8,588	6,556	206	1,155	671	97.0%
地域銀行(102)	20,440	16,124	317	2,041	1,958	98.1%
その他の銀行(77)	660	486	19	83	72	96.2%
合計(188)	29,688	23,166	542	3,279	2,701	97.7%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和2年10月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース

【参考】新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応(貸付条件の変更等の状況)②

○2020年3月10日～2020年9月末の実績

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	209,915	190,620	898	14,062	4,335	99.5%
信用組合(146)	34,946	32,761	74	1,473	638	99.8%
労働金庫(14)	7	7	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(61)	1,138	1,074	2	30	32	99.8%
農協・漁協(660)	2,419	2,080	18	229	92	99.1%
合計(1136)	248,425	226,542	992	15,794	5,097	99.6%

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
信用金庫(255)	9,415	8,156	82	684	493	99.0%
信用組合(146)	1,659	1,522	5	75	57	99.7%
労働金庫(14)	2,620	2,109	95	229	187	95.7%
信農連・信漁連(61)	32	28	0	2	2	100.0%
農協・漁協(660)	1,750	1,457	9	148	136	99.4%
合計(1136)	15,476	13,272	191	1,138	875	98.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数、信用組合には全国信用協同組合連合会の計数、労働金庫には労働金庫連合会の計数をそれぞれ含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和2年9月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和2年9月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

【参考】「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス感染症への適用について

2020年10月30日、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」において、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則を策定・公表。同年12月1日適用開始。

新型コロナウイルス感染症の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自己破産などの法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主の債務整理を行い、自助努力による生活や事業の再建を支援するため「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の特則ができました。

この特則では、住宅ローンに加え、カードローン等のその他の債務を抱える個人・個人事業主について、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務の免除・減額を申し出ることができます（一定の要件を満たす必要があります）。

例えば、次のような個人・個人事業主の方がご利用いただけます。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や収入の減少により、ローンが返済できない。
- ・資産より負債が多く、将来の収入の見通しが立たず返済できない。
- ・住宅ローンに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、カードローン等その他のローンの負担が大きくなり返済できない。
- ・事業を廃業して再スタートしたいと考えているが、債務を返済できない。

手続支援を無料で受けられます。

手続支援を無料で受けられます。

財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の生計状況などの個別事情により異なります。

個人信用情報として登録されない

債務整理したことは、個人信用情報として登録されないため、新たな借り入れに影響が及ぼせません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずはお電話でローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

詳しくは裏面をご覧ください。なお、金融機関では、返済猶予等の条件変更の相談も受け付けています。

金融庁
Financial Services Agency

財務省
Ministry of Finance

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

詳しくは、運営機関ウェブサイトをご確認ください。<http://www.gjip.jp/>

適用要件等

- ・新型コロナウイルス感染症以外の理由により返済困難となった方は、本特則を利用することはできません。
- ・本特則における対象債務は、以下のとおりです。
 - 2020年2月1日以前に負担していた既往債務
 - 2020年2月1日以降、本特則制定日（2020年10月30日）までに新型コロナウイルス感染症の影響による収入や売上等の減少に対応することを主な目的として以下のようないし貸付等を受けたことに起因する債務
 - ①政府系金融機関の新型コロナ感染症特別貸付
 - ②民間金融機関における実質無利子・無担保融資
 - ③民間金融機関における個人向け貸付
 - ・債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産やコロナ影響前の収入状況、信用、債務履歴、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。
- ★特定期間手続の利用を含む手続の流れは下の図をご参照ください。

手続の流れ

- ①手続着手の申出
- ②「調停条項案」の作成
- ③「調停条項案」の提出・説明
- ④専門家による手続支援を依頼
- ⑤債務整理（開始）の申出
- ⑥特定調停の申立
- ⑦調停条項の確定

①手続着手の申出

最も多種のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ連絡してください）。金融機関から借入額、借入期間、年収、資産（現金など）の状況などをお聞きする上になります。

(例)手元に現金のほか現金預金に預けたお金、定期預金を複数持っている人は預金のほかでも現金預金のほかに現金預金になります。

②「調停条項案」の作成

「普段支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「普段支援専門家」による手続支援を依頼します。

(例)「普段支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等や、弁護士等の法律事務所は、専門家等で構成されます。

③「調停条項案」の提出・説明

「普段支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は1カ月以内に同意するか否か回答します）。

④専門家による手続支援を依頼

上記の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、JR九州管内などを通じて、東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「普段支援専門家」による手続支援を依頼します。

(例)「普段支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等や、弁護士等の法律事務所は、専門家等で構成されます。

⑤債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出、申出書のほか財産目録などの債務書類を提出します（書類作成の際、「普段支援専門家」の同意を受けることができます）。

債務整理の申出後は、原則債務の返済や督促は一時停止となります。

⑥特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます（申立費用は債務者の二割額となります）。

(例)「普段支援専門家」は、法律事務所や専門家の法律事務所等ですが、原則として、弁護士等の法律事務所に対することは、債務整理の専門家等で構成される法律事務所に対するものと見做されます。

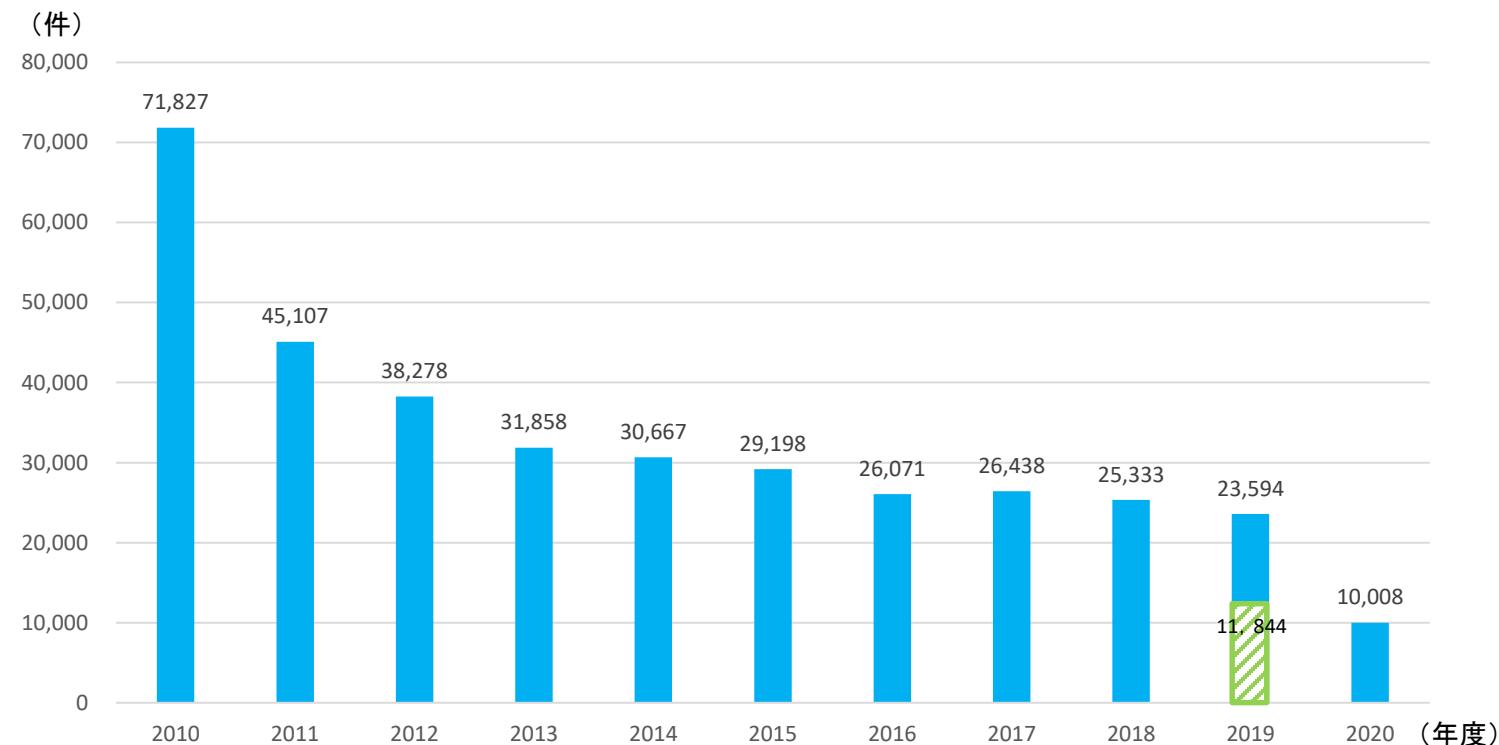
⑦調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

(2020.11)

2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(1)

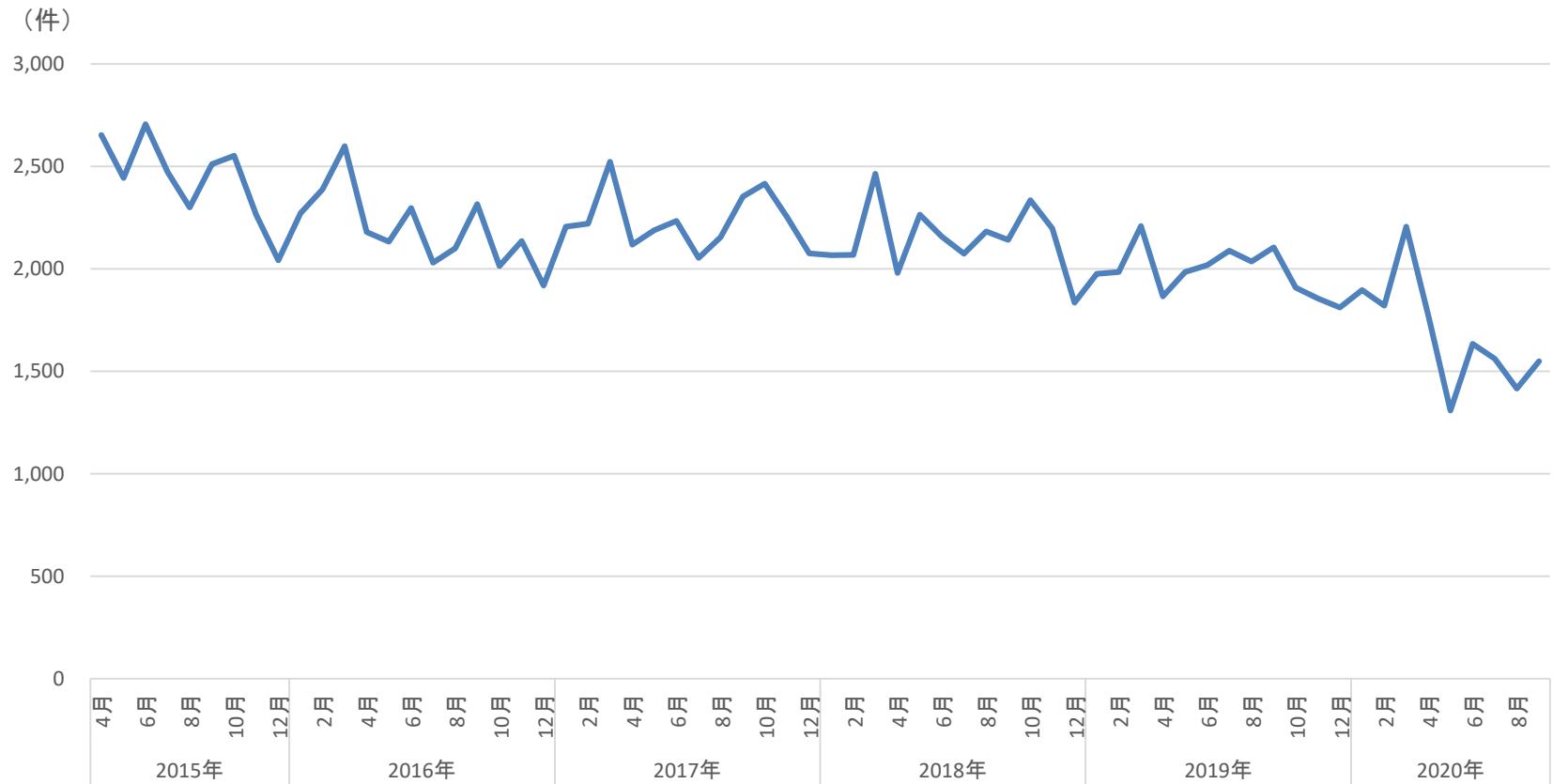
1-1. 相談件数(受付年度別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2020年10月31日登録分まで)。

2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

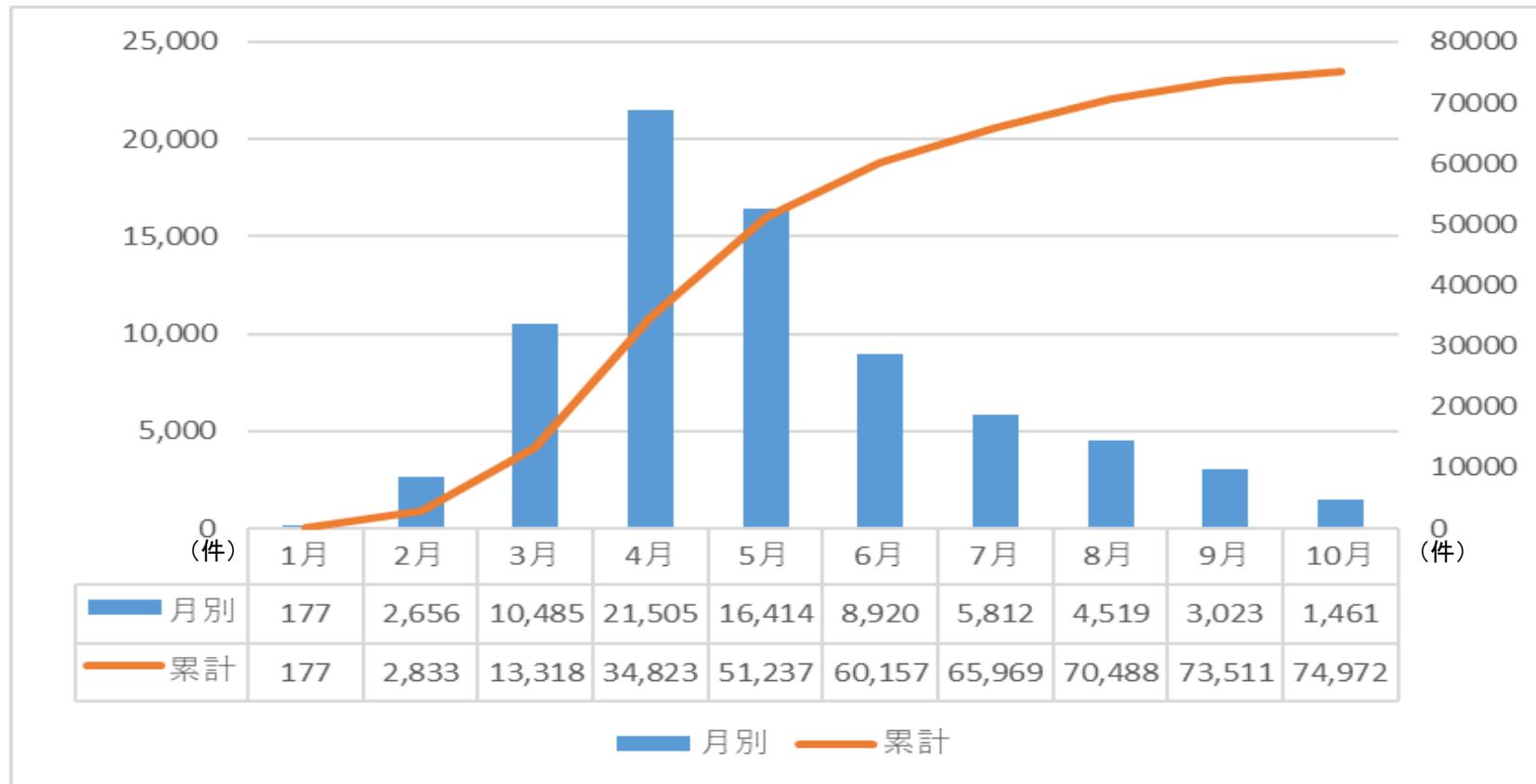
1-2. 相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センター等から寄せられた「多重債務」に関する相談件数(2020年10月31日登録分まで)。

(参考)新型コロナ関連の消費生活相談の状況

相談件数(受付月別推移)



(注)PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク)を通じて全国の消費生活センターから寄せられた「新型コロナ関連」に関する相談件数(2020年10月31日登録分まで)。

2. 「多重債務」に関する消費生活相談の概況(2)

2-2. 相談事例(2020年受付分より)

○10年以上前にサラ金で借金をしたが、完済する前にトラブルになり、そのままになっており、多額の利息がついて請求されている。(3月)

○銀行のフリーローン約350万円の債務がある。返済できず滞納しているので、債務整理したい。(3月)

○新型コロナウイルスの関係で妻が働けず、収入が減った為、クレジット会社からの請求が支払えない。分割払いにしてもらえないか。(3月)

○新型コロナの影響で収入が少なくなつて困り、スマホでヤミ金と知らずに借金の申し込みをしてしまった。怖くなつたので申し込みを取消したいが、どうしたらよいか。(5月)

○数年前カードの支払いが滞納し弁護士に任意整理を頼み毎月返済中だが新型コロナの影響で給料が減り返済が厳しい。自己破産希望。(5月)

○生活費補填のためクレカを利用していたが返済困難。さらに新型コロナウイルスの影響で来月から勤務先が休業予定。生活不能。(5月)

○コロナの関係で勤務日も減らされ、10社位から借金をしている。1社あたりの借り入れは多くはないが、返済が出来ない。(9月)

○亡くなった義兄にサラ金から請求書が届いた。詳細を問い合わせたが、教えてもらえず書類で通知すると言われた。対処法は。(5月)

○収入が減り、生活費の補てんを補うためにクレジットカード等でキャッシングを繰り返し多重債務に陥った。債務整理希望。(9月)

3. 様々な形態の取引への対応（SNS個人間融資・ファクタリング）

■ SNS個人間融資・ファクタリングに関する注意喚起等の取組の推進

令和2事務年度金融行政方針（2020年8月公表）（抜粋）

1. (2) ② (ウ) 多様な利用者ニーズへの対応と利便性・安心感の確保

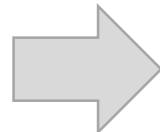
「（前略）コロナ禍の影響等もあって広がりを見せてている様々な形態の取引（SNS個人間融資・ファクタリング等）について、注意喚起等の取組みを更に推進する。」

これまでの具体的な取組み

- Twitterにおいて個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対し、金融庁公式アカウントから直接返信することで、個別にも注意喚起（2019年11月～）。
⇒これまでに200件を超える直接返信を実施し、その7割以上でアカウントが削除・凍結されるなどの効果がみられている。
- SNS事業者やプラットフォーマー等に対し、貸金業登録を受けずにSNS個人間融資や給与ファクタリングを業として行う者の広告を削除することなどについて要請。
- ファクタリングについて更なる注意喚起を行うため、各種注意喚起情報等を集約し、解説も加えた特設ページを金融庁ウェブサイトに開設（2020年9月10日）。
- SNS個人間融資やファクタリングについて、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた注意喚起を推進。

直接返信の実施状況（2019年11月8日～2020年12月17日）

直接返信数：281件



- ・アカウントが削除又は凍結されたもの：208件（74.0%）
- ・ツイートが削除されたもの：17件（6.0%）

※直接返信の実施例

個人間融資の勧誘を行っている書込み



コロナでお困りの方にご融資いたします。未成年の方、学生さんも可能です。ご希望の方はDMまで！

#お金貸してください #個人融資 #個人間融資 #未成年 #学生 #中学生 #高校生 #大学生 #大学院生 #専門学校生 #大学 #大学院 #専門学校 #学費 #金欠女子 #金欠



金融庁公式アカウントからの直接返信

金融庁個人間融資対策
@fsa_P2P

返信先: [REDACTED] さん

こちらは金融庁です。SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「個人間融資」は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合がありますので、ご注意ください。



(2020年10月22日実施分)

ファクタリングに関する特設ページ

（2020年9月10日金融庁ウェブサイトに掲載）

政府広報

（2020年10月5日～11日ヤフーバナー広告に掲載）

（2020年11月16日～22日ヤフーバナー広告に掲載）

（2020年12月8日政府インターネットテレビに掲載）

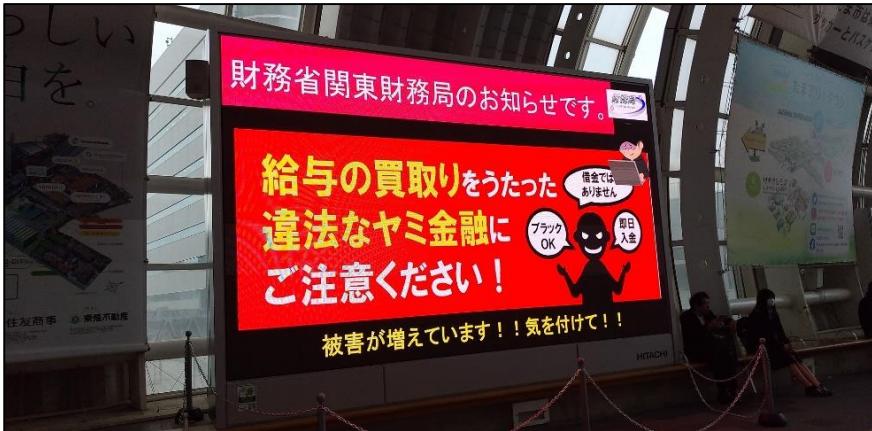
※このほか2020年11月15日・16日に政府広報ラジオ番組を通じてSNS個人間融資・給与ファクタリングについて注意喚起を実施。

（2020年9月10日金融庁ウェブサイトに掲載）

13

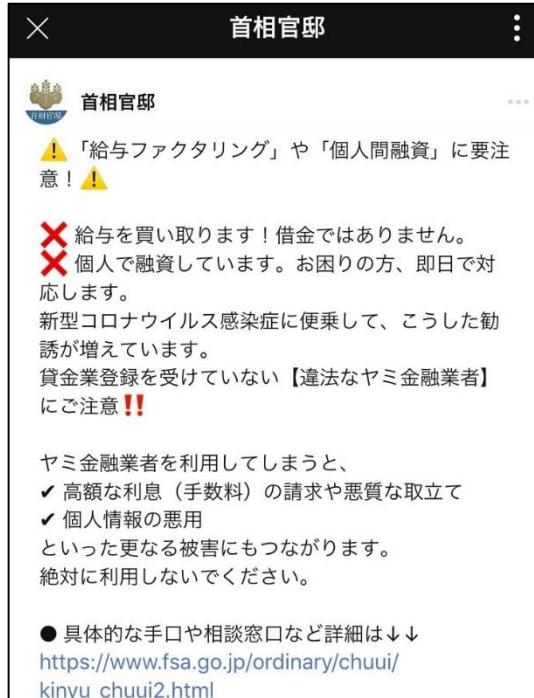
関係機関と連携した注意喚起

【関東財務局】



(2020年10月21日～11月3日さいたま新都心駅前大型映像装置)

【首相官邸LINE】



(2020年7月13日配信)

【厚生労働省facebook・消費者庁LINE】

※金融庁・厚生労働省・消費者庁の各Twitterアカウントからも
2020年7月31日に同様の記事を配信。



厚生労働省

7月31日 14:00

【新型コロナウイルスに便乗した違法な貸付けに注意！】
給与ファクタリングや個人間融資をうたう
違法な貸付けに要注意！

生活資金等にお困りの方に向けた
公的貸付制度があります。

■詳しくはこちら

<https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>
なお、公的制度を装った
不審なメール等には十分ご注意ください。

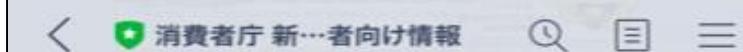
#新型コロナウイルス

#ファクタリング

#給与ファクタリング

#個人間融資

#個人融資



18:00

(2020年7月31日配信)

4. 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等への対応

■新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等の注意喚起

- ✓ コロナ禍において消費者が違法な貸付や融資等の被害に遭わないよう、ウェブサイト、Twitter、コロナ専用の消費者庁公式LINE等により消費者向け注意喚起を実施。

消費者庁ウェブサイト (11月13日新規開設)

- 給与ファクタリングに係る注意喚起のためのページを消費者庁ウェブサイトに新設。



給与ファクタリングにご注意ください

「給与ファクタリング」とは

「ファクタリング」とは、債権を期日前に一定の手数料を徴収して貰い取るサービスをいい、「給与ファクタリング」とは、個人が勤務先に対して有する給与(賃金債権)を対象に一定の手数料を徴収して貰い取って金銭を交付し、当該個人を通じて資金を回収するものといいます。「給与ファクタリング」を業として行うことは、貸金業に該当します(貸金業登録が必要)。

貸金業登録を受けていないヤミ金融業者を利用すると、高額な手数料を取られたり、悪質な取立てを受けるなどの様々な被害や本来受け取れる給与よりも少ない金額しか受け取れず生活破綻につながるおそれがあります。新型コロナウイルス感染症に便乗して、ヤミ金融業者による違法な貸付け等が行われる懸念もあるため、ご注意ください。

消費者庁、金融庁からの注意喚起

[給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください! \[PDF:356KB\]](#)

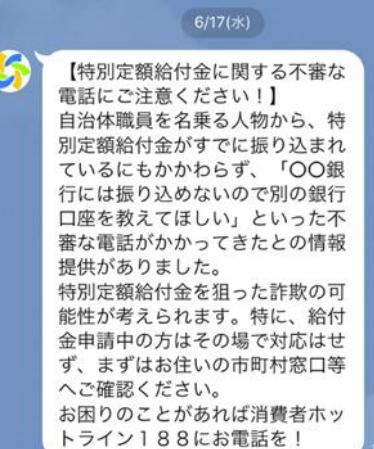
消費者庁LINE、Twitter等

- 給与ファクタリング、個人間融資、特別定額給付金、持続化給付金の不正受給等について、LINEやTwitter等により注意喚起。

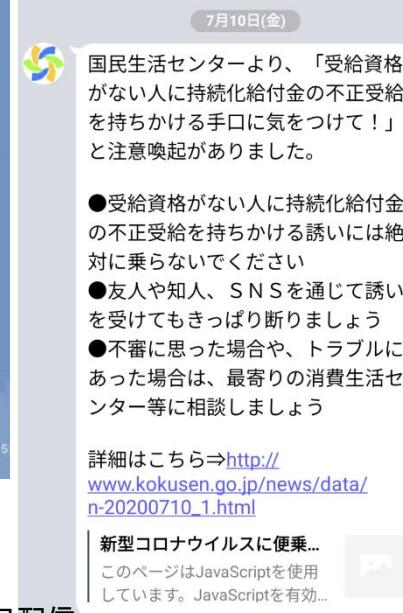
給与ファクタリング 個人間融資



特別定額給付金



持続化給付金の 不正受給



7月31日配信

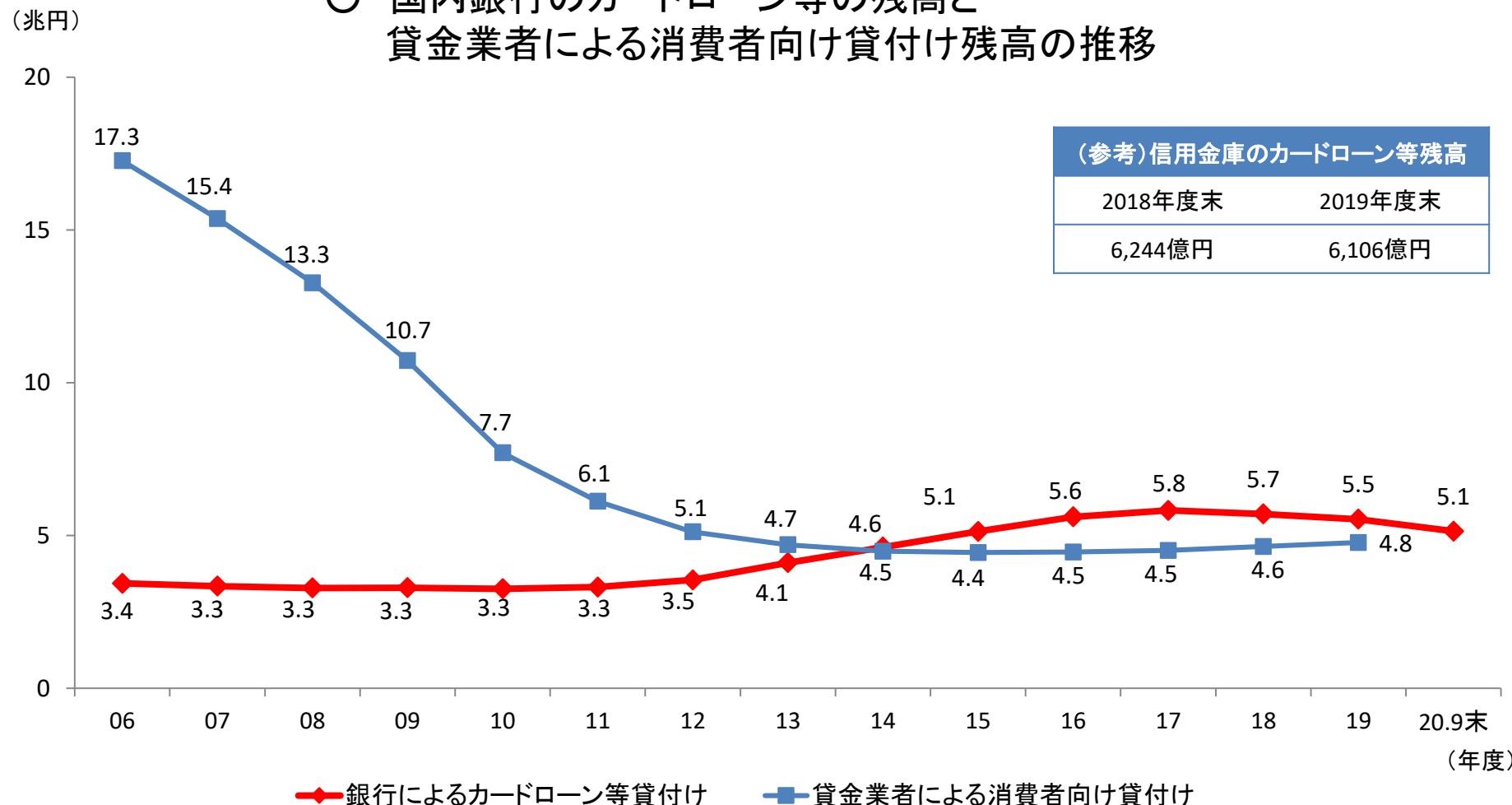
6月17日配信

7月10日配信

15

5. 銀行カードローンについて

○ 国内銀行のカードローン等の残高と 資金業者による消費者向け貸付け残高の推移



(注)「カードローン等」は、カードローン(当座貸越方式)、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。
(出典)金融庁「資金業関係資料集」、日本銀行時系列統計データより、金融庁作成

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高

(参考)貸金業者等におけるカードローンにかかる求償権残高						
2014年度末	2015年度末	2016年度末	2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年9月末
1,561億円	1,904億円	2,398億円	2,906億円	3,275億円	3,394億円	3,348億円

(注1)カードローン保証業務を行っている貸金業者28先(連結子会社含む)の合計額

(注2)上記貸金業者等のカードローンに係る債務保証残高(2020年9月末)は、3.9兆円

(注3)一部、カードローン以外の求償権(証書貸付等)を含む